

# 札幌市立札幌北中学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 12 月 8 日制定  
令和 6 年 5 月 17 日改定

## 1 いじめの定義といじめに関する基本的理解

### ■いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止のための基本的方針」（平成 29 年 3 月 14 日文部科学大臣最終改定）より

- ◇ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものと捉える。
- ◇ いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うことが重要である。
- ◇ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることが重要である。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員の対応ではなく、組織として一貫した対応となるようにする。そのために、「いじめ対応委員会」を有機的に機能させる。
- (2) 現在継続しているいじめ問題の解決、また新たないじめを早期発見し、速やかに対処できる実効性ある校内職員体制づくりを行う。
- (3) 基本方針作成のために、生徒の生活・学習の実態や生徒を取り巻く地域の環境や様子等、「学校の実情」を考慮する。
- (4) 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係の構築に向けた教育活動を推進していく。また、「いじめてしまう子ども（加害）」「いじめられてしまう子ども（被害）」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の生徒を対象とした指導を行う。
- (5) いじめ防止には、日々の体系的、計画的な教育実践が問われるため、現在実施している様々な教育活動をいじめ対応の視点から見直すとともに、学校として重点的に取り組むべき対応策について考えていく。

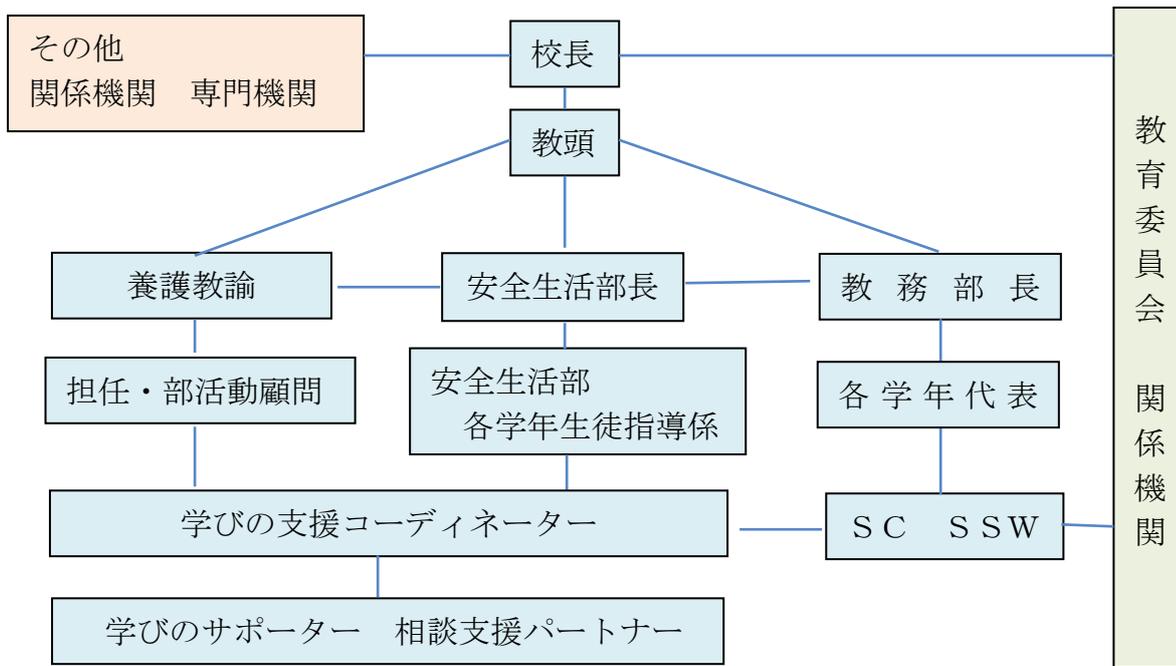
- (6) 職員構成や生徒の状況は毎年変化するもので、いじめの対応の実情を踏まえP D C Aサイクルに基づいて適宜、見直しを図っていく。
- (7) P T Aや地域の諸団体との会議、学校ホームページ等を活用し、いじめをなくす取組について発信していくとともに、「いじめのサインチェックシート」なども活用し、学校、家庭、地域、関係機関との連携を深めていく。
- (8) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

## 学校・家庭・地域総ぐるみで、 いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

### 3 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止等の対策組織を「いじめ対応委員会」とし、本校で発生した事故が「いじめ」に当たる事案、あるいは「いじめ」に当たると考え得る事案と認定された場合には、実効性のある対策を講ずるものとする。
- (2) 「いじめ対応委員会」は、定例開催とする。ただし、「いじめ」あるいは、それに相当すると考え得る事案が発生した場合、臨時で招集される。
- (3) いじめ対応委員会の主な活動
- ①発生した事故がいじめ事案であるかの認定
  - ②いじめ防止基本方針の策定と推進
  - ③校内における連携
  - ④いじめに関する情報のとりまとめ
  - ⑤いじめ未然防止に関する活動の計画と推進
  - ⑥いじめ早期発見、早期対応、再発防止に関する計画と推進
  - ⑦保護者、関係機関との連携
  - ⑧その他、いじめ防止に関すること
- ・教職員一人一人がいじめの情報をいじめ対応委員会に報告、共有する義務があることを周知徹底する。
  - ・学校いじめ防止基本法に基づき、いじめ対策の達成目標を設定し、取組を年間活動として定め、達成状況を評価する。
  - ・いじめ相談・通報の窓口として情報を収集する。
  - ・いじめの疑いや生じた際に、アンケートや聴き取りを実施する。
  - ・学校のいじめ防止基本方針をP D C Aサイクルで検証する。
  - ・いじめ重大事態調査における調査組織の母体となる。
- (4) いじめ対応委員会の構成員
- 校長(委員長) 教頭 主幹教諭 安全生活部長 安全生活部教護担当  
各学年代表 養護教諭 学びの支援コーディネーター S C S S W  
当該学級担任 当該部活動顧問  
その他外部専門家(医師 弁護士等) 関係機関(教育委員会 児相 警察等)
- ※学校長が不在の場合は、教頭がその任を代行する。

## 【いじめ対応委員会組織図】



## 【いじめ対応委員会の具体的活動】

いじめの未然防止対策 ・いじめの対応に当たっては、初期段階から組織で対応し、安易に個人で対処方法を判断せず、委員会で判断し、組織で解決に当たるよう共通理解を図る。  
 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の助言を請い、組織判断の一助とする。

いじめ情報の把握 ・毎日の生徒観察と職員間の情報交流により情報の共有化  
 ・生徒が相談できる、申し出ることができる雰囲気と風土づくり  
 ・いじめ対応委員会（定例）－「いじめ事案」と認定する判断

正確な事実確認 ・いじめの行為を発見した場合はその場で制止  
 ・関係生徒からの情報収集（被害、加害、取り巻き）  
 ・事実に基づく記録  
 ・職員間の情報の共有  
 ・「アセスメントシート」の活用

早期対応 ・いじめ対応委員会の招集(SC, SSW との情報共有)  
 ・対策の方針決定  
 ・職員の役割分担  
 ・対応方針についての職員間の共通理解  
 ・教育委員会、関係機関との連携

生徒への指導と支援 ・いじめを受けた生徒の安心、安全の確保  
 ・いじめを受けた生徒の支援  
 ・いじめを行った生徒への指導と支援  
 ・周囲の生徒への指導と支援

保護者との連携 ・いじめを受けた生徒の保護者（家庭訪問等）  
 ・いじめを行った生徒の保護者（家庭訪問等）  
 ・保護者会（PTA集会等）、HPへの掲載、地域との連携

## 再発防止の取組

- ・PDC Aサイクルによる指導、支援体制の点検と見直し
- ・再発防止へとつながる集団づくり

いじめは当事者同士の謝罪によって終わるものではなく、いじめにあった生徒といじめを行った生徒をはじめ、他の生徒との関係修復を経て、当事者や周りの生徒全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出せる状態になったことにより、いじめが解決されたと判断する。

いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間持続していること。

### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

◇いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

◇被害生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時必要な支援を行う。

## 4 いじめ対応の基本的な在り方の重点事項（平成29年改定 国の基本方針より）

- ・「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、丁寧に調査した上で判断する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは
  - ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
  - ②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を受けていないかどうかを確認する。）
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間で情報共有を徹底する。
- ・学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時に説明する。

## 5 重大事態への対処概要

重大事態が発生した場合は事実確認を行い、その結果を教育委員会に報告し、指示に基づき具体的な措置をすすめる。

### 重大事態

- ① 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき重大事態か否かは法や国の基本方針等を参考に、関係機関からの援助を受けて判断する。

## 6 いじめ防止の指導計画

発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導への転換をはかる。

いじめを生まない環境作りや生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるはたらきかけをする。

